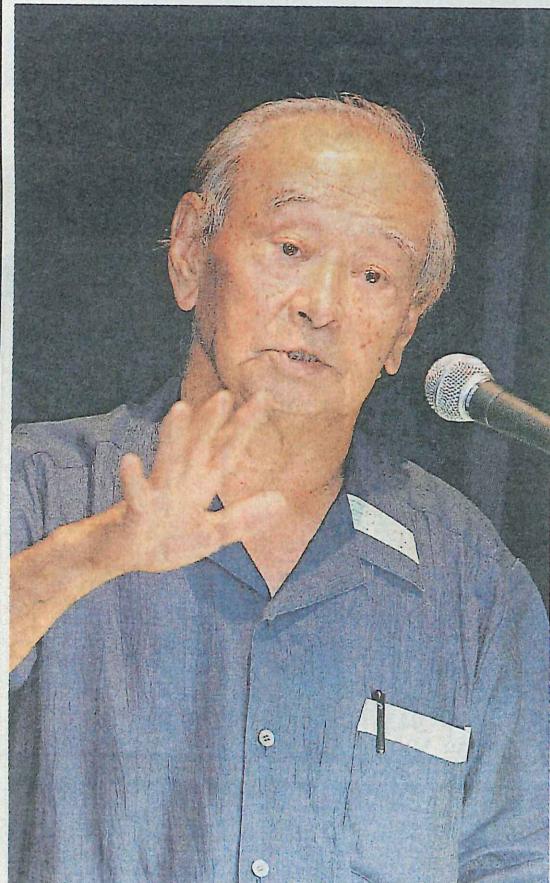


仲井真県知事による「基調講演」（琉球新報、9月21日付より抜粋）



復帰して間もなく40年。県は県議会や産業界、県民と一緒に、次の沖縄県をどう展開していくべきか、20年後の姿を描いた21世紀ビジョンをまとめ、それを基本計画を作った。柱は5つあり、さらに6番目に基地の負担軽減を挙げている。基地の負担軽減については、政府も各政党も分かったとは言うが、なかなか現実に目に見える形で進まない。

基地を返してもらつて跡地を利用につなげていくのは土地を提供している地権者に対する当然の礼儀であり、返ってきた土地を沖縄の経済発展に使えるように法律体系を整備するのは当然のことであるが、現在、政府の対応は鈍い。

1995年に、上原康助衆院議員や仲村正治衆院議員ら多くの方がご苦労を重ね、議員立法で軍輸特措法が作られた。この法律も

来年3月に期限が来る。中身に不備もある。われわれは今、新たな跡地利用促進法（仮称）の制定を政府に迫っている。われわれとして当たり前のことを要求し、政府とやりとりしているが、実現は簡単ではない。

新たな跡地利用促進法のポイントは七つほどあるが、基本理念は、国の責務であるということだ。跡利用をやるのは百二十ペーセント国の責務だ。法の対象にはSACCO（日米特別行動委員会）最終報告とかSCC（日米安全保障協議委員会）で返還が決まり、未返還の基地も含める。環境浄化、不発弾処理も国の責任で取り組んで原状回復をしっかりやってもらう。

地権者負担軽減のための給付金制度の拡充、土地を再利用できるまで給付金支給の期間延長も盛り込む。返還前に基地内立ち入りができないよう、日米地位協定も改定しないといけない。嘉手納より南の6基地について、早期の返還作業への着手、事業主体を決めるよう国に求める。費用が掛かるし権利調整などもあり、早めに手を打たないと再利用が難しくなる。国が事業主体も決めてやってもらいたい。さらに自衛隊の施設用地についても法を準用したりどうかと考えている。内閣府を中心に、防衛省とも話し始めているが、なかなか相手がきちつと（沖縄の要望を）受け取っていないという状況がある。皆さんのが理解をいただき、一緒にになって強くプッシュする必要があると考えている。軍用地の跡地は沖縄に残された、空間として非常に活用しがいのある場所だ。

沖縄全体の発展につながる「空間資源」というような大きなボテンシャル（潜在能力）を持つている。返還できる場所、返還を予定されている場所について国は全面的に責任を持って跡地利用をするのが当然と考える。跡地利用をもつて沖縄全体のためになり、アジアと連携しながら沖縄を発展させていく、優れた資源だ。軍用地跡地利用促進の法律が良い形で出来上がるよう、県民の力を貸してほしい。

現状と課題

必要な方策

提言

玻名城泰山 跡地の有効利用でどういう方法が一番望ましいかを考える。まず米軍基地の跡地利用をめぐる現状を伺いたい。

浜比嘉勇 地権者と米軍の歴史を振り返る。戦争が終わり、やんばるの疎開から戻った古里はフランスと鉄条網に囲まれていた。その後も朝鮮戦争やベトナム戦争の前線基地として、米軍はブルドーザーと戦車で、人が住む所も立ち退きさせて基地を拡大し続けた。本土復帰後も日米安全保障条約の下で国土面積の0・6%に74・3%の米軍専用施設が集中している過酷な基地の島だ。これ以上米軍基地は要らない。

玻名城 地主として給付金をどう考えるか。浜比嘉 牧港住宅地区がいい事例だ。最初の返還から29年も開発にかかりている。今は那覇新都心として発展しているが、給付金はなかった。小禄金城、北谷町のハンビーフlying場跡地もそうだ。米軍は一方的に30日前に返還を通告する。それも紙切れ一枚で、地主は受け取らざるを得ない。給付金は3年しか支給されないが、開発には10~20年かかる。3年では足りない。国の責任で使用収益が始まるまで支給するよう、恒久法で立法化すべきだ。それによつて安心・安全な土地の返還ができる。



浜比嘉 勇氏

「パネル討論」での浜比嘉会長の発言（琉球新報、9月21日付より抜粋）